

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例（素案）に関するパブリックコメント

寄せられた意見に対する市の考え方

提出者	意見	関係条例			意見	市の考え方
		条例	規則	概要		
1	(1)	第10条 第1項 第1号		第6	1. 合意形成を求める地域住民等の範囲について、事業規模に関わらず50m以内の居有者としているが、事業規模の大小により説明会の対象者の範囲を拡縮することを提案する。	地域住民等の説明会の範囲につきましては、事業規模により周辺に与える影響も異なるものと想定されることから、ご意見を踏まえ太陽光発電の事業規模に応じて、対象範囲を以下のとおり変更いたします。 ●50キロワット未満 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域との敷地境界から50メートル以内の居住者 ●50キロワット以上、1000キロワット未満 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域との敷地境界から100メートル以内の居住者 ●1000キロワット以上 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域との敷地境界から200メートル以内の居住者
	(2)			第6	2. 大規模な太陽光事業は、事業区域の下流部の周辺に被害を与える恐れがある。隣接土地所有者の同意など条件を提案する。	事業者は隣接土地所有者を含む地域住民等に対し説明会を開催して、事業計画に対し合意形成を図ることとしています。なお、隣接土地所有者等の同意取得を条件に規定することは、その判断等において地域住民に過度な負担を強いるおそれがあります。
2	(3)	第3条		第2	第2 適用を受ける太陽光発電事業 ●市内に設置される全て この全てというのは、電力等の種類も含め、どのようなものなのか	適用を受ける太陽光発電事業は、事業規模によらず、売電を目的とした事業用太陽光発電事業を対象としています。ただし、建築物の屋根に設置されるもの及び自宅の敷地内に設置するものは適用外としています。
	(4)	第6条		第4	第4 事業区域 設置区域の中に、住宅地周辺への設置禁止（明記）	法令の範囲内において条例を制定する方針としております。 住宅地周辺への設置禁止は、他法令でも規制されていないため、法令に基づかない規制は、憲法で規定された財産権に抵触する恐れがあります。
	(5)	第10条 第1項		第6	第6 地域住民等への説明 （合意形成を求める地域住民等） ○敷地境界からおおむね50→70メートルに広げてほしい。 ○隣接する土地の所有者に最大の理解を得られること（明記）	○意見（1）に対する市の考え方のおおとしします。 ○条例は、隣接土地所有者を説明会の対象者としており、事業者は事業計画に対する要望、意見等があったときは誠意をもって対応し合意形成に努めるとして、事業者の責務を規定しております。
3	(6)	全般			（1）条例についての要望 大網白里市における太陽光発電設備設置（外部敷地内パネル設置の場合）に関して強い規制内容を条例に盛り込むよう要望します。 （2）要望に対する理由 ①森林伐採による環境破壊行為が酷くパネル設置後の被害にも困っている。管理会社や所有者にそのことに対する積極的な対応が見られないこと。 ②被害の具体例 ◎伐採工事が乱暴で騒音も酷く工事期間中（4カ月）騒音に悩まされた。静かな住環境が失われてしまった。 ◎森林があった時は大雨や台風の時など雨水を森林の中で吸い込んでくれたが、太陽光パネルが設置されてからはパネル敷地内からの雨水が近隣の水田や住宅地の私道に多く流れ込むようになり困っている。管理会社はそのことに対して適切な処置をとっていない。当初の説明会の時にそのような事態が予想されるので対策を講じるように要望したが無視された状態のままです。 ◎森林伐採前は林が防風林の役目を果たしてくれていて風も穏やかであったが、毎日午後になると強い風が吹き抜けるようになり対策に苦慮しています。白里地区は海が近くもともと風が強い所なのでこの地域にある森林を伐採する事には反対します。それ故に条例で禁止すべきであると考えます。 （2）結論として ◎水田や住宅地の近くの森林や空き地にこれ以上太陽光パネルを設置することは環境破壊を一層促進させることとなります。また地球温暖化防止対策にも逆行することだと思われしますので、厳しい内容の条例を制定して欲しいと思っております。	意見（4）に対する市の考え方のおおとしします。

提出者	意見	関係条例			意見	市の考え方					
		条例	規則	概要							
4	(7)	第15条 第2項 第21条			<p>太陽光パネルは景観を損ねますが、使用済みの大量廃棄問題があります。太陽光パネルには、種類によって、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれており、それぞれ適切な処分方法がありますが、その有害物質の情報が廃棄物処理業者に伝わっていない為に適切な処分が行われないケースがあり、結果、有害物質が流出、拡散が懸念される事になります。</p> <p>廃棄物処理費用の面での不法投棄の問題もあります。</p> <p>地球に優しいと謳っていますが、その裏でのメリットを上回るようなデメリットを慎重に考慮していただきたいと思います。</p> <p>自然豊かな大網白里市を望んでいます。よろしくお願いします。</p>	<p>太陽光発電事業の廃止に伴い、使用した太陽電池モジュール等の設備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」並びに「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき適正に処理することを条例に規定しています。</p> <p>また、条例において、事業者が所在不明になった場合は土地所有者を事業者とみなす規定を明記していますので適切に指導してまいります。</p>					
5	(8)	第12条	第6条 第3号 ア	第7	<p>太陽光発電と地域環境との調和について</p> <p>今般の地球温暖化によると言われる様々な自然災害の発生を抑えるために気温の上昇を促すCO2の発生を極力少なくする努力を必要とすることは今や全国民の喫緊の課題であることは論を待たない。</p> <p>温暖化の影響であると報道された近年の台風15号の大網白里市における大きな被害は記憶に新しいところである。</p> <p>その一環として太陽光発電による電力は再生可能なエネルギーとして大きな重要性を持ち、その意義に反対する人はほとんどいないであろうと思われる。</p> <p>そのような世論の流れの中でそのための設置開発行為に対しては何ら強制力を伴わないガイドラインがあるだけであった。</p> <p>最も近隣住民に悪影響を及ぼしているのは</p> <p>① 自然景観の破壊であろう。</p> <p>いつまでも住みたい緑豊かな街とうたわれその環境に住みたいと移り住んだ市民は数多い。そして住んでいるところはと聞かれ大網白里と答えればああ自然の豊かなところですねと返事が返ることに大網市民として密かな誇りを持ってきた。しかし、この事は今まではと過去形で表す。</p> <p>緑豊かな環境の中でここをその棲家と定めてきたが発電設備が設置された後は一歩玄関、門を出れば無機質の金属構造体と反射板のまぶしい光が目射る。</p> <p>自然豊かな環境に育ってこそ子供の情操は豊かに育まれるものであろう。</p> <p>いつまでも住み続けたい自然豊かな街と歌ってきた当市の、それしかない自然がどんどん破壊され続けたら市としての品格は無残なものになると思う。</p> <p>② 上記①に伴う環境の破壊である。</p> <p>平成31年(頃)南飯塚地区先に設置された太陽光発電設備は14,000㎡の森の10,000㎡の誠に緑が豊かな杉と他の種類の森を伐採してのことであった。</p> <p>そしてそこは静かな住宅地に面していた所である。</p> <p>現場を見て私は目を疑った。伐採した材木は有効に活用するものと思っていたが伐採された木材はその場でチップにされなんと土中に埋められていたのである。</p> <p>遊休地、耕作放棄地ではなく豊富な酸素を生産し、CO2を吸収していた10,000㎡の森を破壊してその資源を土中に埋めて太陽光発電機を設置し再生エネルギーの生産を言う。目的の本末転倒というのはこの事であろう。</p> <p>そこで私は規制について次のようなことを提案、要望する。</p> <p>① 居住環境を保つ景観を保護するため道路と同じ高さにある場所では人の目の高さまでの生垣の植栽を行い太陽光発電設備が直接人の目に触れないようにする。</p> <p>これは廃棄物置き場の目隠しをしている金属製の囲い等ではさらに景観を悪くするので植栽による目隠しを強制とする。</p>	<p>条例規則において、景観への配慮事項として、太陽光パネルの高さは地盤面から2メートル未満(営農型太陽光発電設備を除く。)にするよう高さ制限の規定及び景観への配慮が必要な地域には、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等による対策を講じるよう規定しています。</p>					
					(9)		第6条	第4	<p>② 自然環境を保護するために遊休地の利用を条件とし森林を破壊して設置するような本来の目的の本末転倒の結果になる自然破壊行為は許可しない。</p>	意見(4)に対する市の考え方のとおりとします。	
					(10)		全般			<p>③ 科学的根拠が定かでないが危惧される電磁波の人体への影響を解明する。</p> <p>これは行政の責任でもあるのではないか。</p>	ご意見として賜ります。
					(11)		第12条	第6条 第1号 カ	第7	<p>④ これからの降雨量の増加による周囲への排水の影響が危惧されるときは排水の対策を施す。</p> <p>基本的に私は再生エネルギーとしての太陽光発電設置は必要であると思う。</p> <p>しかしそのために豊かな自然環境、居住環境を破壊し人の生活を不幸に、貧しい方向に加担することは抑制してほしい。</p> <p>地域環境との調和を図りいつまでも住み続けたいと思う大網白里であってほしいと願います。</p>	<p>条例規則では、降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、「千葉県林地開発許可基準」及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を参考に算出して排水対策の適切な措置を講じるよう規定しています。</p>

提出者	意見	関係条例			意見	市の考え方
		条例	規則	概要		
6	(12)	全般			太陽光発電設備の設置そのものについては、法律で規制されていない中で、他自治体と全く同じというものでもなく、市の問題点を考慮した良い内容になっていると思います。再生可能エネルギーの推進も行政としては同時に行っていく中、難しい問題かとは思いますが、地域環境がより良くなるよう期待しています。	ご意見いただきありがとうございます。 太陽光発電設備の設置においては、災害防止、自然環境、生活環境並びに景観の観点で地域住民の不安が懸念される事案がたびたび生じてきたことが今般の条例制定の検討が始まった一端となっています。 再生可能エネルギーの推進は、地域に受け入れられ地域と共生する方向性が望ましいものと考えていることから、本市条例においても太陽光発電設備と地域環境等との調和を目的とし制定することとしました。
	(13)	第7条 第2項			設置を抑制する区域が事業区域に含まれた場合で、市長の求めに応じず事業を行うときも、第8条第2項の関係機関調整を行う必要があるのではないのでしょうか。	運用により、関係機関調整の必要性に応じて対応してまいります。
	(14)	第10条 第1項 第1号		第6	「事業区域との敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者」とありますが、おおむねの定義はありますか。「おおむね」を削除する等、事業者が恣意的に対象区域を狭くすることがないようにしてください。	ご意見のとおり修正します。
	(15)	第12条	第6条 第1号 カ	第7	排水問題が重要なことに異論はありませんが、事業者は流出係数を範囲の中で最も緩いものとするおそれがありますので、これまでの事例を参考として、規則で事業面積あたりの必要貯留量を示してはいかがでしょうか。（審査も面積×必要貯留量で簡素化できるのでは。）	必要貯留量は、「千葉県林地開発許可基準」及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を参考に算出してまいります。
	(16)	その他			本条例の担当課が都市整備課ということに違和感があります。一般的な太陽光パネルが建築物ではない以上、都市計画により規制することは難しいと考えられるので、条例名称にも地域環境とあるように、環境部局が所掌し、事業者指導を行っていく必要があると思います。	ご意見として賜ります。
	(17)	その他			パブリックコメントに先立ち、市議会にも説明をしたようですが、どの議員からどんな意見があったかご教示いただくことはできますか。請願を採択したこの課題に取り組む姿勢等を知りたいと思います。	ご意見は条例（素案）による内容ではありませんので、回答は差し控えてさせていただきます。
7	(18)	第10条 第1項 第1号		第6	◎地域住民等への説明 「事業区域との敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者」では範囲が狭いと思います。地域住民のはばをもう少し広げてはどうでしょうか。	意見（1）に対する市の考え方のとおりとします。
	(19)	第12条	第6条 第2号 ウ	第7	◎太陽光発電設備設置を隣接する土地との境界からできるだけはなす。	条例規則において、生活環境の配慮事項として、騒音等の影響を緩和するため、事業区域の面積に応じた幅の緑地等の緩衝帯を事業区域の周囲に沿って設けるよう規定しています。
	(20)	第9条 第1項	第3条 第1項 第2号	第5	◎説明会後に提出する”届け出書”について、要望があれば地域住民に公表することが出来るとしてほしい。	市情報公開条例に基づいて対応いたします。
	(21)	その他			◎パネルJIS C8955の支持物の強度がなければならない。それでも自然災害がおきてしまう事もあるので、万が一の場合を想定し事業者と住民との協定も含めてほしい。 企業側は自然災害補償・総合保険に加入済みの事とする。	国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、任意保険の加入を努力義務としていることから、事業者に対し必要に応じて、保険加入を求めてまいります。
	(22)	第6条		第4	★最終的な建設許可は市長が許可する事 (市長は現地に足を運び許可を決定する)	意見（4）に対する市の考え方のとおりとします。
8	(23)	全般			1 条例案に対する感想 ① 条例案は、これまでのガイドラインを踏襲しつつも、ガイドラインには無い新たな規制を積極的に設定し、条例の実効性を担保するものとなっています。列举すると・・・第4条-4「市による区域の指定」、第12条「太陽光発電設置に当たり配慮すべき事項等」の「パワーコンディショナー等の附属する設備」の騒音対策や「太陽光パネルの高さ制限」、第14条の「地位の承継」、第15条の「事業の廃止」、第16条の「報告の徴収」、第17条の「立入調査等」、第18条の「指導、助言又は勧告」、第19条の「公表」、第20条の「国又は県への通知」、第21条の「事業者が不明になった場合等」、第22条の「委任」など。以上は、いずれも、条例の目的達成を担保するために新たに設定されたもので、乱開発を規制するのに非常に有効なものと評価します。 ② また、条例案は、対象事業者について、これまでのガイドラインでは、発電設備の出力の合計などが一定規模以上としていたものを、設置規模に拘わらず全ての事業者を対象にしました。このことで、本条例が目的としている、災害の拡大防止や、市の豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに景観の保全などのために、太陽光を設置する全ての事業者が等しく責任を負うこととなります。ガイドラインとの最も重要な差異で、最も重要な跳躍といえます。	意見（12）に対する市の考え方のとおりとします。
	(24)	第10条 第1項 第1号		第6	2 改善を求める要望 ・「説明会の開催」については、第10条で、対象住民の範囲を「事業区域との境界から概ね50m以内の居住者」としていますが、設置される太陽光発電の規模によっては、災害懸念、景観、環境などの影響は50mをはるかに超えることが想定され、対象住民の範囲を見直していただくよう要望します。	意見（1）に対する市の考え方のとおりとします。

提出者	意見	関係条例			意見	市の考え方
		条例	規則	概要		
9	(25)	第10条 第1項 第1号		第6	事業区域から50メートルとなっている地域説明会の参集範囲をもう少し範囲を広げてもらいたい。	意見(1)に対する市の考え方のおりとしします。
10	(26)	全般			<p>パブリックコメントという事でメールさせていただきます。先日の新聞から。</p> <p>—東京都で太陽光パネル、戸建てへの設置義務化、都が検討。との記事に、危惧しています。</p> <p>SDGsが一過性の流行りにならないように。太陽光パネルがクリーンで持続可能なエネルギーだとしてもそれだけでは解決しない問題が山積です。大網に住んで6年。大網のニュータウンのような地域は良いのかもしれませんが、私の住んでいる北今泉は空家と空き地が増えました。それは仕方ないのかもしれませんが寂れ感は益々進んでいます。大網の財産は海岸ですが、そのまわりは寂れています。一部の若者たちが頑張っ、サーフィンとか、キッチンカーとか、大いに期待していますが、そこへ行くまでのアプローチの酷さ。ドブが匂います。夏は酷い。犬の散歩の時草むしりをしてますがとても追いつきません。ビーチラインから少し内陸にはいると草ボウボウのなかに太陽光発電パネルが見え隠れ。空き地の有効利用というより、荒れ果て感が倍増してます。照り返しが暑そうだし。私は足が悪いので有料道路に沿った道路にベンチを設置して欲しいです。ドブの蓋といくつかのベンチ。太陽光パネルの義務化はその事の弊害をまずデータを集めて、住民の声を活かしてから、ですね。屋根の上に設置するのは新築のみのことでしょうか？予算は？大手住宅メーカー50社に義務化するらしいですが(都では)</p> <p>休耕田や畑、空き地が全部太陽光パネルになったら暑苦しくていやですね。</p> <p>それよりプラスチックゴミを減らす、義務化は出来ないのでしょうか。SDGsにはエネルギー問題だけではなくありません。食べ物の事や考えることはたくさんあります。とりあえず高齢化社会というなら老人に優しいまちづくりをお願いしたい。今70代の人達はビートルズやローリングストーンズ、グループサウンズに熱狂した世代なんだから。パワーを秘めているはず。</p> <p>大網白里市では、白里地区は空き地、空き家が増えている事で空き地対策に安易な太陽光発電パネルの設置がすすめられないか、と危惧しています。</p> <p>住民の声が大きいところ、ニュータウン的なところは忖度されても、高齢化が進み、住民も減る一方の地域に皺寄せが来ては困ります。</p> <p>再生可能エネルギーといってもその弊害がどのくらいか？まだまだデータ不足です。どんな公害も長い時間に表れてくる事が殆どです。</p> <p>戸建て住宅への太陽光パネル設置義務化を都で提案されているようですが、一部の業者の金儲けの道具にしないで貰いたい。高齢化社会で声の小さい市民も生きているのです。若い人たちや子供、大切ですが分断されない社会を望みます。</p>	ご意見として賜ります。
11	(27)	第10条 第1項 第1号		第6	<p>地球温暖化対策 CO₂削減問題が世界的に急迫。再生エネルギーの導入が大変重要視されている。</p> <p>本市では太陽光発電に関するガイドラインが平成30年4月に施行され事業主や個人への導入を呼びかけている。しかしガイドライン設置以前に建てられたパネルや設置場所などは規制適用されていない為、住民トラブルも多々でている。対象範囲が広く、小規模な設置については全く規制がない状態である。</p> <p>例えば道路すれすれにパネルが設置されたり、雑草対策でパネル下をアスファルトにして、雨水が道路に溢れたり、隣人宅の庭に流れ込むなど。</p> <p>又細草地域では雑木林が伐採され更地に次々とパネルが設置され住民からは反射熱や景観が壊されたなどの苦情が相次いでいる。ガイドラインが出来て少しは前進と思えたが残念である。今回条例化に向けた案が出され改めて1歩前進と期待もしている。</p> <p>○今回の条例化については賛成であるが、p4の説明会開催について、参加居住者を50メートル以内としているが反対せざるを得ない。自治会、区会の住民への影響を考えたら範囲を定めるべきではないと思う。再度検討して欲しい。</p>	意見(1)に対する市の考え方のおりとしします。
	(28)	第12条	第6条 第2号 ウ	第7	○P7～P8について 生活環境への配置についての(ウ)緩衝帯への設置について具体的に範囲を示したことは評価。	ご意見いただきありがとうございます。
	(29)	第12条	第6条 第1号 キ	第7	○(キ)天然ガス対策が盛り込まれたこと評価。	
(30)	第12条	第6条 第3号 ア	第7	○P8の(3)景観への配慮 (3)高さ制限が入ったことは評価。 (ウ)(2)も具体化されているので評価		

提出者	意見	関係条例			意見	市の考え方	
		条例	規則	概要			
	(31)	第15条～ 第22条		第5 第8 第9	○P11～P15 ガイドラインより新たに付加されるものとして評価。 ※今回の条例化で太陽光パネルの導入が止まらないよう、行政は公的場所への導入。不耕作地域の活用、森林伐採ではなく遊休地などを有効に活用するなど、本市のエネルギー政策として太陽光発電導入を積極的に進めて欲しい。	国は、地球温暖化問題への対策としてカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現等を目指している中、再生可能エネルギー推進は、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献するものと考えております。 本市の総合計画では公共施設の省エネルギー対策を率先して取り組むとともに、太陽光など資源循環を考慮した再生可能エネルギーの導入を検討することや市民や事業者への情報提供や啓発を進め、住宅への省エネルギー設備の導入を促進していくこととしております。	
12	(32)	第12条	第6条 第3号 ア	第7	太陽光パネル設置時の高さ制限を、最大2メートルとしていますが、成人の身長以上となり見通しが悪く、かつ圧迫感があります。児童生徒にしてみればなおさらです。防犯上の観点からも懸念があります。できれば1.2～1.5メートルとしていただきたいと思います。	条例規則では、生活環境の配慮事項として太陽光パネル高さは2メートル未満（営農型太陽光発電設備を除く。）としていますが、出来るだけ低くなるように事業者と協議してまいります。	
13	(33)	第7条		第4	設置を抑制する区域 浸水想定区域が入ったことは非常に良かったと思います。	ご意見いただきありがとうございます。	
	(34)	第10条	第4条	第6	要望したいこと 第6 地域住民への説明 1. 太陽光発電設置で、大きく環境が変わる場合、事前に住民に知らせて欲しい。 2. 説明会における周知事項をチェックするところが必要です。	条例では、事業者は市と協議をおこなう前に地域住民等に対して説明会の開催を義務付けています。また、説明会における周知事項は事業者が提出する事前協議申出書により市で確認することとしています。	
	(35)	第12条	第6条	第7	第7 設置にあたり配慮すべき事項 1. 設置一カ所ずつ個別に見ることの他に、新旧併せて、その地区と発電所の数、配置、総発電量で何らかの規制がいます。	意見（4）に対する市の考え方のおりとしします。	
	(36)	第12条	第6条	第7	2. 排水、太陽光のパネルの高さなど業者は抜け道を考えます。 例えば、排水、水害を考慮して30cm掘り下げますと住民に説明しても、どこが元の基準になるのか曖昧です。土を盛ってしまえば意味がなくなります。チェック、監視機能が無ければ、境界の杭まで動きます。	ご意見として賜ります。	
14 15	(37) (38)	第1条		第1	目的 第1条 太陽光発電設備の設置及び管理に関して必要事項を定めることにより、災害の拡大防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに景観の保全その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。について、賛同する。	意見（12）に対する市の考え方のおりとしします。	
	(39) (40)	第3条		第2	適用を受ける太陽光発電事業 第3条 対象を市内に設置されるすべての事業用の太陽光発電事業を対象とする。について、評価できる。 対象事業の範囲を定めると、対象範囲より小規模なものは、災害防止、環境保全等や地域環境との調和がなくてもかまわないということになるので、条例では「すべての事業用の太陽光発電事業を対象」とすべきである。		
	(41) (42)	第10条 第1項 第1号		第6	説明会の開催 第10条 住民説明会の範囲について、「事業区域との敷地強化からおおむね50メートル以内の居住者」としているが、あまりにも狭い範囲なので、範囲を広げることが必要。		意見（1）に対する市の考え方のおりとしします。
	(43) (44)	第12条 第18条 ～第20条	第6条 第11条 ～第13条	第7 第9	「設置に当たり配慮すべき事項」および「指導、助言、勧告、公表、通知」にかかる項目については、おおむね適当と考える。 条例策定の意義は大きい。 地域環境との調和を図り、再生可能エネルギー（太陽光発電事業等）の普及を進めていただきたい。		意見（31）に対する市の考え方のおりとしします。
16	(45)	第12条	第6条 第2号	第7	(1) 配慮すべき事項のうち太陽光パネルの反射光対策は反射光だけでなく周囲の大気温度の上昇についても考えるべきである。	ご意見として賜ります。	
	(46)	第12条	第6条 第1号 カ	第7	(2) 発電設備から排水の流末（河川）に至る施設は、誰がどのように実施するか明記が必要。雨水の流出についての基本降水量の明示	事業区域内の雨水は事前協議申出書において事業者と適切な排水処理を協議してまいります。計画降水量は「千葉県林地開発許可基準」及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を参考に算出するよう規定しています。	
	(47)	第12条	第6条 第2号 イ	第7	(3) 配慮すべき事項のうち除草剤等の使用に関して、流出する河川等への濃度の規定の明記（水質汚濁防止法の摘要）	ご意見として賜ります。	
	(48)	第12条	第6条	第7	(4) 山林の伐採が進んでいる山林は維持が困難になっている太陽光発電のためやむを得ず山林を伐採をする場合、代替え植林等の推進も必要と考えられる。今後の見直しの際などに対応できればと考えている。		